

2022 年度長野県教育研究集会

今号の内容

1. 2022 年度長野県教育研究集会
2. 藤原辰史（京都大学）記念講演
3. 2022 年度支部教研報告
4. 新しい研修をどう考えるか
5. 各学校の「スクールミッション」策定について考える（案）
6. 教文会議課題別研究会再編・統合します！「教文アンケート」のお願い
7. ジェンダー平等の教育を考える総合研究会・講演：染矢明日香さん（NPO 法人ピルコン）

教文通信アーカイブス

教文通信 No.19（電子版）
第 61 回議案書概要

長野県教育研究集会を 11 月 4 日に完全オンラインで開催しました。研究集会委員長の清水幸広さん（県教組委員長）のご挨拶に続き、藤原辰史さん（京都大学人文科学研究所准教授）に「ウクライナについて考えつづける」と題して記念講演をしていただきました。参加者はパブリックビューイングを含めて約 400 名でした。

東欧の歴史、さらには NATO の問題点などを紹介する中で、「攻撃する側でなく、される側の視点」、「統治する側でなく、される側の視点」など問題を見る視点が重要だと指摘されました。未来に向けて私たちは芸術、学問、文学表現など生活に根差した表現を見つめ直すことが大切になってくると教育の大切さについて触れられました。



藤原辰史記念講演

「ウクライナについて考えつづける」

《講演概要》——2022 年 2 月に始まったロシアのウクライナ侵攻を、日本に住む私たちがどのように考えていくべきか。極めて重要な問題であるにもかかわらず、批判的な人間でさえすでに飽き始めている。また同じ倦怠が繰り返され、私たちは暴力に加担する。ここでは、今一度、ウクライナ侵攻の歴史的背景や、NATO のこれまでの問題点、たとえばユーゴスラヴィアの空爆



教文通信 No.20（電子版）

評価とは何か 観点別評価を
めぐって

教文通信 No.21（電子版）

県教研申込み・「新しい研修」
に対する考え方

教文通信 No.279（紙版）

「観点別評価」 黒田友紀
（日本大学）・教文常任委
員会 特別支援教育を考える
総研報告

教文通信 No.280（紙版）

評価とは何か 観点別評価を
めぐって

などを念頭に起きつつ、直接的・構造的暴力がどのように隠されてきたのか、そして、「西側」のメディアに引きずられすぎることなく世界を考える態度について、考えてみたい。――

■はじめに

今日のテーマを「ウクライナについて考え続ける」としました。今起きていることをその場限りで考える刺激と反応のような思考ではなく、ロシアによる軍事侵攻が起きる前からそこにあり、またウクライナにとどまらない大きな問題を「考え続ける」ことを大事にしたいということです。

私は食べ物や農業を通じて考える「胃袋史観」、教科書に書かれない生活感覚から歴史を捉えたいと考えています。ウクライナ戦争やコロナ禍のような経済的・政治的変動を見る際の原則は、①攻撃される側の視点、②統治される側の視点、③「どっちもどっち」でもなく善悪二元論でもない視点、④大国史観でなく「間」に置かれた国や地域の視点に立つことです。

■プーチンはエイリアンではない

歴史家マーク・マズワーは、著書『暗黒の大陸―ヨーロッパの20世紀』の中で「多くの人は認めたくないだろうが、国民社会主義※はドイツだけでなくヨーロッパ史の主流だ」と述べています。人種主義、優生学、計画経済、人間の生をテクノロジーに接続していくあり方等は、決してナチスドイツ由来ではなく欧米社会の「本流」から現れている。アフリカを暗黒大陸と呼んだ欧米こそが「暗黒」だったと捉えない限り、ナチズムの問題は考えられないとマズワーは言います。そして、私たちの現在も「ヨーロッパの暗黒」の延長上にある。もう今日はこれだけ言って帰ってもいいぐらいな気持ちです（笑）。

プーチンがウクライナで行っているサイバー攻撃やドローン攻撃も、ヨーロッパ史の主流にしっかり当てはまる。プーチンに対して「欧米的な人権概念を受け入れない」という批判がありますが、欧米の価値観に挑戦するプーチンが「欧米を真似ることでしか欧米に対抗できない」、その思想と世界観の貧困を批判する目線があってしかるべきです。

マズワーは、バルカン半島から見ると全く異なる近現代史が描けるとも述べています。今、多くの人がウクライナを支援するNATO側を正義とみなしていますが、1999年旧ユーゴ紛争におけるNATOの空爆・民間人虐殺という、つい最近の歴史を誰も語ろうとしないのは大問題です。私たちは、中小の国や地域の目線で考えなければなりません。例えば台湾問題についても、「米中対立と日本」のような大きな物語ではなく、「本土の盾として軍事要塞化される南西諸島の暮らし＝沖縄戦の再来」として捉える視点が必要です。

※ナチズムは「国家社会主義」と訳されてきたが、近年の歴史学においては、国民が選択し生み出した体制であること表す訳語として「国民社会主義」が使われる。

■ウクライナ現代史を知る

ウクライナはチェルノーゼム（土の皇帝）とも呼ばれる非常に肥えた土壌地帯です。昔からドイツもロシア＝ソ連も喉から手が出るほどここが欲しかった。ウクライナでは 19 世紀に民族主義が高まり、ロシア革命を機に独立運動が起きます。それを支援したのはドイツでした。ウクライナはドイツの武器が欲しい、ドイツはウクライナの穀物が欲しい—しかし第一次大戦でドイツが負け、ウクライナはソ連に組み込まれてしまいます。後



に第二次大戦でドイツはウクライナを占領しますが、ウクライナ人から見れば、ある意味でヒトラーはスターリン支配からの解放者でした。その後、中東欧諸国は独ソの両体制によって何度も繰り返し蹂躪されます。こういう背景を知らなければ、ウクライナに実際にネオナチが存在することや、プーチンがゼレンスキーを「ファシスト」と呼んで煽る意味は理解できないでしょう。

また、ウクライナでは 1932-33 年に数百万人が犠牲となった「ホロドモール」という大飢饉が起きている。「農民帝国」を掲げたナチスにとって、ソ連領内で起きた大飢饉は格好の自己正当化プロパガンダのネタでした。今もウクライナ政府はホロドモールをソ連によるジェノサイド（民族虐殺）だったと位置付けています。私はジェノサイドではなかったと思いますが、とにかくウクライナとロシアの間には侵攻以前からホロドモールを巡る「歴史戦」が起きていたのです。日本における慰安婦問題もそうですが、政治に歴史が次々と動員される時代を私たちは生きています。

■「構造的暴力」とウクライナ問題

もう一つ、メディアが報じないのは「ウクライナの問題は戦争だけなのか」という点です。元々ウクライナの経済状況は非常に悪く、平均賃金はロシアやベラルーシよりずっと低い。安い人件費を求めて欧米の外国資本が進出する一方、経済を支配する富裕層（オリガルヒ）がウクライナの政治体制を裏で動かしてきた。つまり、ウクライナは欧米経済の最低位に組み込まれてきたわけです。このような仕組みの中で、貧困や差別などの「構造的暴力」一ゆるくて長くて執拗な人権侵害や不平等が固定化されてきました。中東欧諸国は欧米の性奴隷マーケットの供給源になっているとの指摘もあります。

「もはや奴隷制度は廃止された」という歴史観は間違っています。世界には今、農業奴隷や性奴隷など、身体的自由を奪われた労働者が 2840 万人もいると言います。紛争地、とくに難民キャンプは奴隷ビジネスの格好の餌食です。私たちの生活もまた、奴隷労働が生み出す安い農産物に支えられています。そういう社会を変えていく覚悟を持たない限り、私たちはプーチンの戦争を心の底から批判することはできないと思います。



低賃金労働者は常に「西側」の問題です。コロナ禍で安い労働力が使えなくなっている中で、今回の戦争に対して欧米は不思議なテンションを示しました。例えば2月の侵攻直後、ドイツのシュルツ首相は防衛費をGDPの2%に拡大すると宣言しました。これに軍需産業が一気に色めき立ち、メディアも新しい投資や軍事技術の近代化を興奮気味に報じました。軍需関連株は「買い」の状態。このような資本主義のあり方自体を批判

するまなざしを持たないと、現在の世界は見てこないのではないかと思います。

■おわりに

ウクライナを考えることは、大国史観を捨てることです。また、地域の歴史を知らなければ現状認識は薄っぺらなものになります。それは「構造的暴力」を考えることにも通じます。そのようにしてウクライナを考え続けるためには、今ミャンマーで、台湾で、旧ユーゴで、シリアで何が起きているかを知る必要があるということです。

最後に、憎悪に満たされた地球に住む私たちが、しかしその中で戦争を食い止める方法を考えてみます。希望となるのは、芸術や教育、例えば家庭科とか美術とか書道とか、そういう生活に根ざした表現だと思います。なぜなら、文化や芸術・学問の世界では多様な国籍の人が混ざり合うからです。「他の人に頼らざるを得ない」というあり方から、いがみ合う以外の道を探りだしていく。それは私たち教育者に託された最大の可能性だと思います。私たちは、世界で起こっている危機に対してかなり重要な位置にある。なぜなら教育者は子どもたちを教えるだけでなく、文化の担い手でもあるからです。■



2022 年度支部教研報告

長水支部教研

長水支部教文事務局長 平塚 和行

長水支部教研は『どの子にもゆきとどいた教育と豊かな未来をー日本国憲法を学校と地域に生かそうー』のテーマのもと、9月23日（金）に開催しました。昨年度同様コロナ禍での開催となり、大規模な会場に参集しての実施はせずにオンライン会議システム Zoom を活用した開催方法を模索しながら計画して参りました。Zoom での講演会では、一斉参加可能人数が100人という制約があったため、一般参加者へのチラシには事前に申し込みが必要であることを記載しましたが、理科教育開催の市立長野高校では、パブリックビューイングとして設営して頂き、より多くの方に参加して頂けるようご協力を頂きました。

昨年度に比べ分科会の開催数が、教科別では+4、課題別では+1増加し、オンライン会議に慣れて来た印象があります。レポート発表や会員間の交流が可能な分科会ではオンライン会議にて開催しましたが、現地開催が3つありました。理科教育（市立長野）、家庭科分科会（長野商業）、社会科教育（木島平村）で、新型コロナ感染に十分配慮された状況で開催されました。

例年、学校または高校会館などへ参集しての教研集会を実施していましたが、参集型の大きな問題点として参加者の駐車場確保や、受付、昼食の準備などに係る運営委員の確保がありました。しかし、今年度も多くの分科会がオンラインで実施したことによりこれらについては準備する必要がなくなり、負担を軽減することができました。最小限の人数で、機器の設営と運営ができたため、感染症対策も十分に講じることができました。また、オンライン開催にしたことにより会員が自宅から気軽に参加することができたことも大きなメリットでした。

支部教研の内容としては、午前中に「デジタル・シティズンシップ」という演題で、今度珠美さんによる講演会を行い、午後かけて13の分科会による討議を行いました。午前中の講演会では、上述したように講演者にとっても移動にかかる時間が削減できたことや、自宅からの講演のため慣れた環境で講演を行って頂けた点が良かったと感じています。講演後の質疑が時間の関係で限られたものではありませんでしたが、その後「講演資料を送って頂きたい」等の連絡を頂き、その反響の大きさが伝わって来ました。午後の分科会は各研究会の事情により例年に比べると実施した分科会は少なくなりましたが、オンライン会議が主流ではありましたが、参加者同士の意見や交流を深める良い機会となりました。

このコロナ禍で動きが捉えづらくなっていますが、今現在教育は激変の最中にあります。講演内容に深くかかわっている教育現場のタブレット端末などのICT活用など話題はたくさんあります。しかし、こういった課題に現場職員同士が気軽に実践発表や意見交流するための時間的・精神的余裕が持てずにいることこそが大きな問題であると感じています。今年度の長水支部教研は、例年と比べると十分にはこういった諸問題に取り組めなかったかも知れませんが、それでも職員の学びの機会を止めなかったことに大きな成果があったのではないのでしょうか。この長水支部教研が今後も学校教育に生かされることを切に願います。

上伊那支部教研報告

上伊那教文会議事務局長 高本慎一郎（赤穂高校）

9月23日(金)、赤穂高校を会場に上伊那支部教研が開催されました。講演会（オンライン）は山本宏樹さん（大東文化大学准教授）を講師に迎え、「子どもと歩むGIGAスクール実践」の演題でお話しいただきました。参加者からは、「タイムリーで、知りたかったことがきけた」、「ICT活用」といって、負の面ばかり心配していたが、プラスの面もわかってよかった」といった感想が寄せられました。続いての分科会では、教科別8・課題別5の計13研究会が開催されました（合同開催含む）。実践報告・意見交換のほか実習・実験もあり、それぞれ充実した会となりました。この日の実参加会員数は52名でした。運動部の新人戦が近い、中には大会当日という事情もあり、人数的には少なめでしたが、密な状態を避けたい立場からは、ほどよい規模だったと思っています。一方、研究会会長不在で活動停止状態の研究会があるのも事実です。コロナ禍以降、集まる機会が途切れたことが大きな要因と思われますが、こういった研究会の活動再開が課題です。



山本宏樹さん（大東文化大学）講演会
「子どもと歩むGIGAスクール実践」



図書館・国語教育分科会



家庭科教育分科会

松筑支部教研

松筑支部事務局 武田邦秀（松本深志高校）

2022年度松筑支部教研は9月23日金曜日（祝日）に開催されました。午前中10時から開会行事と全体講演、午後は分科会というかたちで行いました。

今年度の支部教研は全体会場（と分科会会場を）作りながらもリモートを基本とした支部教研にしました。

全体講演として飯田市健和会病院の和田浩先生からご講演をいただきました。こどもを診察するなかで不登校の子どもが増えたり、病院にかかれない子どもが増えてきているように感じられる。コロナ禍はそれを顕在化させることになったように思う。そのようなうえで子どもの健全な発達のために国や地方自治体の医療福祉の予算増加や政策対応が必要である。といった内容を多くの事例やデータをもとにご講演していただきました。また、講演のなかで発達障害あるいはそれに類する生徒への指導方法などについてもお話をいただきました。

午後は学校保健研究会だけでしたが、木曽支部との合同で講師をお呼びして有意義な分科会が開催されました。



安曇支部教研

安曇支部事務局長 平出千文（明科高校）

安曇支部教研は参集・オンラインを併用した講演会中心に開催。講師はロシア人の”あしや”さん。アニメなど日本文化に興味を持って来日。旅行が好きで、外国人目線で日本の美しさを紹介する人気YouTuberである。今回、希望する高校生にも集会への参加を広げた。90分予定の講演は、1時間近くがロシア・ウクライナ問題となったのは言うまでもないが……。この戦争に関して、日本に住むロシア人として心痛な思いの日々。では、ロシア国内ではどう受け止めているのか。YouTubeも規制はかかっておらず、情報は決して遮断されてはいない。問題は、その情報をロシア国民が自ら遮断していることだと指摘する。

質問に応える形で講演は進み、その内容は多岐に渡った。日本の様々な魅力。日本への帰化申請も進めており、日本名を「安曇野 明砂(あづみの あしや)」にするという。流暢な日本語、豊富な知識に脱帽。参加者からの「生のロシア語を聞いてみたい」とのリクエストや、高校生の「将来、YouTuberになりたいんだけど・・・」の質問にも快く答えられ、講演は和やかな雰囲気で行われた。（その後、家庭科のみ教科別分科会を開催）

子ども達を感じる成長の震えるような喜びを、私たち教師も共感していきたい。楽しくなくてはいけない。そんな楽しさを求めて足を運ぶ。そんな場の一つが教研でありたい。



このほかにも各支部が工夫をこらして支部教研を開催しています。コロナ禍３年目の中でしたが、皆さんの協力のもと魅力的な研修が企画されました。

支部	講演	分科会
高水須坂支部	講師 武者一弘さん（中部大学 人間力創成教育院、教授） 演題「観点別評価の背景と対応について考えてみましょう」	昨年中止でしたが、今年復活。 困難な中、事務局のご尽力で開催できました。
更埴支部	講師 坂本龍太朗さん（ワルシャワ日本語学校 教頭・ポーランド日本語教師会事務局長） 演題 「日本を出て、日本を知る～ポーランドから見た日本～」	7 分科会を開催しました。課題別研究会会員が減少している。
上小支部	講師 鈴木 大裕さん（土佐町議会議員・教育研究者） 演題 「先生が先生になれない世の中で～求められる『働き方改革』とは～」	教科別 11 分科会、課題別 8 分科会を開催しました。
佐久支部	講師 東海林 次男氏（東京都歴史教育者協議会会長） 演題 「モノから考える戦争と平和」	教科別 8 分科会、課題別 8 分科会を開催しました。
諏訪支部	講師 児美川孝一郎さん（法政大学教授） 「教育の本質に迫り、新たな時代の学校像を追求する」	教科別 3 分科会、課題別 1 分科会を開催しました。
下伊那支部	参集で実施。参加者の教科と学校を混ぜたグループ討議のような形の混合分科会で、「評価規準」や「タブレット P C」について、情報交換会をしました。	教科別 11 分科会を開催しました。

新しい研修をどう考えるか

2022 年 6 月に教員免許更新制が廃止になりました。それに伴って新しい研修が始まることになりました。研修の履歴をつけ、管理職と教員評価の面談で、指導助言や受講奨励が行われることとなりますが、あくまで研修を受ける本人の主体的で自主的な研修の選択と受講、そして必要とされる研修が保障されるべきです。研修の内容も教文会議、支部教研、県教研や民間教育研究団体を含めた研修を対象とする柔軟な姿勢が、県教委には求められます。

8 月 31 日、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正が行われ、県教委は研修履歴の記載方法案を 11 月 17 日に教育委員会で提案し了承されました。具体的な施策が動き出しています。教文会議では、新しい研修制度について次の課題があると考え、主体的で自由な研修を保障するために次の批判をし、10 月 20 日に要請を行っています。

《教文会議の考え方》

◆研修履歴

1. 研修記録 記録する研修は必須事項のみに限定すること。負担感が増すことにならないようにすること。

◆研修と人事管理

2. 人事管理、校務分掌、その他の目的で研修データを活用することがあってはならない。

◆研修の自由

3. 「高度な専門職」にふさわしい「研修（研究と修養）の自由」を保障すること（教師の学びを教育政策の枠内に閉じ込めないこと）。
4. 研修行為の主体が教師自身であること（研修は行うもの）を確立すること。
5. 「教師の学びは、具体的目標に向かって、体系的・計画的に行われることが必要である」とするために、「単調右肩上がり積み上げ型」。
6. 「新たな教師の学びの姿」を求めるのであれば、教特法第 22 条 2 項を法的根拠とする自主的・主体的研修を奨励・支援するための具体的方策（そのために何が必要なのか、これまで何が足りなかったのか）を検討すべきである。

◆研修の条件整備

7. 長時間過密労働の是正が喫緊の課題である今日において、授業計画・準備・評価や研修時間を所定労働時間の中で確保するために、教職員定数の抜本的改善（少人数学級推進と「学級数に乗ずる数」の大幅増大など）による研修条件整備が必須である。
8. 「新たな教師の学びの姿」を支える研修制度については「拙速」を避けてほしい。時間をかけて歴史的・原理的・総合的観点から検討したうえでの制度構築が大切である。

◆管理職等による指導助言

9. 指導助言 適切な受講奨励を校長が行うことは、専門外の教科研修に関して助言は難しい。教職員のモチベーションを下げることにならないことが重要である。
10. 教員評価の期首、期末面談における指導助言と人事評価を切り離すことが必要である。
11. 指導助言については学校長に限定すべきである。

◆校内研修（※指針）

12. 校内研修の在り方 日常的な校内研修の充実は大切であるが、教職員の同僚性による研修は必要であるが、管理統制につながる、一方的な研修内容の決定や労働強化は避けなければならない。

◆研修主事（※学校教育法施行規則の一部を改正する省令）

13. 「研修主事」（学校教育法施行規則第 45 条 2、第 47 条）の中学、高校等での準用規定について。高校現場にはふさわしくなく「研修主事」を置くべきでない。

◆求められる資質能力「5 つの柱」

14. 教師に共通的に求められる資質能力の 5 つの柱に学術的な根拠はあるのか。
研修＝「研究と修養」（「審議のまとめ」、2021.7）にある。

◆研修成果の確認方法

15. 成果の確認はテスト、レポート・実践報告書作成などに依らず、教育活動における教職員相互の検討に依るべきである。

◆臨時的任用教員を研修対象とすること（※ガイドライン）

16. 採用試験の日程を考慮し臨時的任用教員に対する研修の時期や期間等を配慮すること。採用と研修履歴は切り離すべきである。

◆課題ある教師への対応

17. 「第 3 章 研修受講に課題のある教師への対応」（※ガイドライン）
「『合理的理由なく』参加しない、参加を拒絶する場合職務命令を通じて研修受講を命じることが考えられる。」とあるが、合理的な理由とは何を指すのか不明である。具体的な内容を示してほしい。
18. 職務命令による研修の強制 どう考えるのか。第三の ICT 活用など特定の資質分野を今後、恣意的な拡張することがあってはならない。

※参照 「省令」:「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」

「指針」:「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」

「ガイドライン」:「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定」

:「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインの改定」

長野高教組では、新しい研修について問題点を検討し、2022年10月20日に県教育委員会に以下の申入れを行いました。

2022年10月20日

長野県教育委員会

教育長 内堀 繁利 様

長野県高等学校教職員組合

執行委員長 細尾 俊彦

新たな研修制度に関する要請書

文部科学省は8月31日、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正を受けて、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定」「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインの改定」の4件について通知しました。

いずれも免許更新制を「発展的に解消」した新たな研修制度の構築に関するものですが、新たに義務付けられた研修履歴の「記録」と「受講奨励」が、教職員の負担増大と管理統制の強化をもたらすことが危惧されます。よって以下を要請します。

記

1. 教特法第22条第2項に定められた「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて」おこなう研修を抑圧したり、研修の主催者によって差別したりすることなく、教員の自主的・自発的な研修を保障すること
2. 教職員が旺盛に研修を行うことができるよう、長時間勤務の解消、教職員の大幅増員、持ち授業コマ数の上限設定など、いっそうの条件整備に努めること
3. 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」による「研修主事」を置かないこと
4. 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定、及び「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の実施にあたり、下記の点に配慮すること
 - ①研修の実施と「記録」「受講奨励」等により、教職員に新たな負担が生じないようにすること
 - ②「記録」の作成を求める研修の範囲は最小限にとどめること。「記録」の内容は日時、場所やテーマ等にとどめるなど、できる限り簡素なものとする
 - ③研修のレポートの提出は、教員等の負担に充分配慮し、真に必要なものに限ること。また、「知識・技能の習得状況を確認するテスト」は実施しないこと
 - ④「記録」の管理に際して個人情報流出や目的外使用があってはならないこと
 - ⑤法定研修や「職務としての研修」は、所定の勤務時間内に実施し、教員の費用負担が生じないようにすること
 - ⑥教員に対する「受講奨励」は対話を基本とし、特定の研修の強制やハラスメントがないようにすること。管理職以外の教師に「受講奨励」を行わせないこと
 - ⑦文科省「ガイドライン」における「研修を行った結果として各教師が発揮した能力や挙げた業績については、人事評価の対象」としないこと
 - ⑧文科省「ガイドライン」における「期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合など、やむを得ない場合には職務命令を通じて研修を受講させる必要もあると考えられる」とあるが、研修は本来、自発的であるべきで強制はなじまないものであるため受講の職務命令は行わないこと
5. 「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」の運用が、教員を委縮させたり、ハラスメントの横行や特定の教員の排除につながったりすることがないようにすること

各学校の「スクールミッション」策定について考え方(案)

長野県高等学校教職員組合

1 長野県教委の動き

長野県教育委員会（以下「県教委」）は7月27日、学校長に対し『3つの方針』『グランドデザイン』『フィードバックシステム』及び『期待される社会的役割（スクールミッション）』に係る報告について（依頼）を発出しました。すでに各学校で決定している「3つの方針」の確実な実施に加え、新たに各校が「スクールミッション」の「原案」を検討し、2023年9月までに県教委に報告するよう求め、スケジュールや「スクールミッションの具体例」（3ページ参考資料）を示しました。報告後、県教委が「助言」し確定させた上で、2025年度から実施、概ね5年ごとのスクールミッション「再検討」を想定しています。

2 背景

- ・ 安倍首相のもとで設置された「教育再生実行会議」は2019年、「第11次提言」で、高校普通科を解体し、国内外で活躍するリーダーの育成する学校、地域課題の解決を通じた実践的な学習を重視する学校などのタイプに分けていくことを提言。
- ・ 大学では2017年から「3つの方針」策定が義務化され、高校についても2021年3月の学校教育法施行規則省令の一部「改正」によって、各高校の「スクールミッション」と「3つの方針」を策定し公表することが義務化されました。これをうけて、長野県教委は今回（2022年7月）、「スクールミッション」の策定を学校長に要請したものです。
- ・ いっぽう県教委は、国の動きを先取りし、2018年9月、高校改革の一環として「高校改革 実施方針」の中で各学校が「3つの方針」を策定することを決定し、2020年3月までに県内全校の「3つの方針」が各校HPに公表されるようになりました。そのため、長野県では国の動きとは違って、「スクールミッション」（学校の役割）より前に、学校の「グランドデザイン」や「3つの方針」が決められるという状況が生まれました。

3 長野県教文会議の考え方

「スクールミッション」は学校の役割をせばめ、生徒を入り口から排除するようなものになってはいけない

「スクールミッション」は、国の「多様化政策」の流れの中で、普通科を「解体」するとともに、すべての高校の「社会的役割」を明確化・細分化し、「役割」に即した教育を行うことによって、生徒（＝人材）を効率的に育成することをもとめるものです。他県では、「設置者」である県教委が各学校の「スクールミッション」を専決し、それにしたがって学校づくりをすすめさせる例も見られます。長野県では、各校のスクールミッションを県教委が上から決定し、それに従わせるというすすめかたではなく、各学校の検討に委ねたところは評価できますが、県教委が「通知」の際に示した、「ミッションの具体例」（中教審のワーキンググループの文書を引用したもの）は、学校のミッションを狭く限定するよう誘導しています。県教委が具体例として示す「自分のキャリアをデザインする力」も、「国内外の課題を発見・解決できる力」、「地域への課題意識を持ち、地域での新しい価値を創造する力」などは、すべ

ての学校・公教育が目指す目標であり、特定のどの学校の役割と限定すべきものではありません。むしろ、学校のミッションを狭く限定し、さまざまな希望をもつ生徒を入り口から選別・排除することのないような配慮こそが必要です。さらに学びや成長の過程で芽生えた「多様なニーズ」に応えられるよう、学校がゆとりと弾力性と失わないことも大切です。

文科省も「大学受験のみを意識したものや、学校間の学力差を固定化・強化したり、いわゆる偏差値的な学力によって高等学校をグルーピングするべきではない点に留意」すべき（文科省「これからの高等学校教育について」2020年11月）と指摘しています。「スクールミッション」の検討にあたっては、偏差値的な「学力」によって学校のミッションを狭く「限定」したり、「類型化」に陥らないよう、議論を進めましょう。各学校で検討した「原案」に対して県教委が「類型化」を誘導する「助言」を行わないようにすべきです。

幅広い生徒を受け止め、育てるために、「3つの方針」のありかたも常に見直しを

「スクールミッション」に先立って県教委から提起された「3つの方針」策定について、2018年11月「今後の『高校改革』への対応について」（全員討議資料）が高教組から公表されました。その中で、「多様化政策によって学びの『多様化』がすすむなかにあっても、主権者市民としての『共通教養』を保障し、自治の力、平和的な社会を形成する力をつけることを目指す」としました。

「共通教養論」は、2006年に教文会議が「すべての高校生に――人生と生活を築き上げる知識と技能を明日の社会と世界につなげる学びを――」（教文会議 HP>会員専用>資料ボックス）で提起しました。共通教養を「ともに学び、真理・真実を追究する力」「自治の力、平和的な社会を形成し変革する力」「進路を選び、社会の中に歩みだす力」「情報を読み取り、表現し議論する力」の4つに整理し提起したものです。

これに基づき、3つの方針について、①「生徒育成方針」は、教育の目的が「人材の育成」ではなく、「人格の完成」（一人ひとりの生徒の能力、感性、意欲などあらゆる側面を伸ばし、成長や発達を促すこと）にあることをふまえて作成する。②「教育課程編成方針」については、生徒の実態を基礎に各校の「育成方針」にそった教育課程編成を目指す。③「生徒募集方針」については、受検生の「排除」につながるものにならないようにすることなどを呼びかけました。

学校のあり方は、教職員が自由な議論を交わしながら築き上げていくものです。今後、「スクールミッション」の検討がもとめられるなかで、「スクールミッション」を求める国の「効率的な人材育成」政策の意図を見抜き、「類型化」によって学校の役割を狭く限定することのないよう、教育論議を深めていきましょう。また「3つの方針」についても、憲法と「子どもの権利条約」をふまえ、学校ごとに特色を競ったり、個別化を追求するのではなく、迎え入れた幅広い生徒の成長を促す学校づくりの観点から、あらためて見直していきましょう。

【参考】 県教委資料(2022年7月)から

スクールミッション原案提出までのスケジュール



県が示した「スクールミッションの具体例」

例えば、以下のようなものが考えられます。

- ・「自らのキャリアをデザインする力の育成」
- ・「グローバルに活躍するリーダーや、国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーとしての素養の育成」
- ・「サイエンスやテクノロジーの分野等において飛躍知を発見するイノベーターとしての素養の育成」
- ・「スポーツや文化芸術の分野で活躍するために必要となる素養の育成」
- ・「我が国の経済社会の活力を維持し、成長分野の発展を担うために必要となる素養の育成」
- ・「地域への課題意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるために必要となる素養の育成」
- ・「多様なニーズに対応した教育機会の提供による一人一人の能力・可能性の伸長」
- ・「これからの時代においても求められる教養教育の提供」

教文会議課題別研究会

再編・統合します！

2020 年から議論を進めてきた課題別研究会再編・統合の具体化がはじまりました。2021 年の代議員会で再編議論を進めることになり、2022 年代議員会では新研究会の名称と研究領域や構成役員の案を承認いただきました。10 月の再編検討委員会で研究会役員にお集まりいただき、具体化に向けて検討を重ねています。なお教科別研究会は、再編・統合等の変更はありません。また支部教文会議の分科会編成は、2023 年度に各支部でご検討いただく予定です。

県教文会議の課題別新研究会の概要は次の通りです。新研究会の名称は今後修正します。

課題別分科会(現在)		教文県 新課題別研究会
1. 事務研究会		「参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会」
2. 学校づくりと教育課程研究会		「多様な学び、生徒理解と発達研究会」
3. 定通教育研究会		「生徒の自主自治的活動研究会」
4. 青少年文化研究会		「人権平和・国際・環境教育研究会」
5. 生活指導・自治的活動研究会		「教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会」
6. 進路指導研究会		「キャリア教育・評価・進路指導教育研究会」
7. 人権・平和・国際教育研究会		「ジェンダー平等の教育研究会」
8. 教育条件整備研究会		
9. 地域と環境教育研究会		
10. ジェンダー平等の教育研究会		
11. 教育史・教育法研究会		
12. 特別支援研究会		

「教文アンケート」のお願い

12 月 17 日に第 2 回再編検討委員会を開催し、具体化を進めます。再編に当たり「教文アンケート」を実施する予定です。学校現場の課題や要望に沿った研修を企画していきたいと思います。ご協力よろしくお願いします。アンケートはメールで配信します。



誰もが性で健康と権利を



健康と権利

の。

学びあう

星

人生をデザインするために、性を学ぼう。

誰もが自分らしく生き、
豊かな人間関係を築ける社会は、
誰もが性の健康と権利を実現できる社会
である。今研究会のキーワードは、
人権、性の多様性、ジェンダー平等を
柱にした「**包括的性教育**」。

教文会議 ジェンダー平等の教育を考える総合研究会

Sun.

2022

12/4

ジェンダー平等の教育を考える総合研究会

13:00-16:00 オンライン (zoom)

「性的同意」は信頼築く一歩

NPO法人/ビルコン 理事長
染矢 明日香さんに聞く

「性的同意」の具体的なポイント
・同意とは、相手から求められた時に、自ら意思決定し、同意を表明すること。
・同意は、いつでも撤回できる。
・同意は、相手から求められた時に、自ら意思決定し、同意を表明すること。
・同意は、相手から求められた時に、自ら意思決定し、同意を表明すること。

同意しなければ被害者になる恐れ
・同意がない状態で性交渉を行うことは、被害者になる恐れがある。
・同意がない状態で性交渉を行うことは、被害者になる恐れがある。
・同意がない状態で性交渉を行うことは、被害者になる恐れがある。



正しい知識発信で性暴力許さない社会へ

信濃毎日新聞 2022.7.17 掲載記事
「性的同意」は信頼築く一歩
NPO法人/ビルコン 理事長 染矢 明日香さんに聞く
「性的同意」は信頼築く一歩
NPO法人/ビルコン 理事長 染矢 明日香さんに聞く
「性的同意」は信頼築く一歩
NPO法人/ビルコン 理事長 染矢 明日香さんに聞く

講演 染矢 明日香さん
(NPO法人ビルコン理事長)

実践報告

「英語で学ぶ
性的同意」

中村 万里菜さん
(伊那北高校)

人権と
ジェンダー
平等を骨格
にした
性教育の
価値、目的、
具体的な
構想を
実践に
つなげる
ための総合
研究会。

■どなたでも参加できます。
■お申し込みは、教文 HP から。

長野県教育文化会議
教文 HP <https://kyobun-kaigi.org>
E-mail kyobun.nagano-h@educas.jp



話そう、大事なこと。

教文会議 <https://kyobun-kaigi.org>

「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会

日時 12月4日(日) 13:00~16:00

本研究会では長野県内の特に高校における性教育に対して、内容面でも時間数としても不十分であるという課題意識を持っています。高校生は性暴力の加害者にも被害者にもなっているにも関わらず、必要な知識の伝達や考える機会が限られています。

子どもたちの心とからだを守るために大切な性教育。性教育の新しい時代を拓く国際的スタンダードとして「国際セクシャリティ教育ガイダンス」には、性教育の価値、目的、具体的な構想が提起され、人権とジェンダー平等を骨格にした性教育の位置づけを示しています。キーワードは、「包括的性教育」。誰もが性の健康と権利を実現できる社会、自分らしく生き豊かな人間関係を築くことのできる社会の実現のために、人権としての性教育実践を進めていくことは急務です。

■講演会：

NPO法人ビルコン理事長 染矢 明日香さん

内容・ビルコンで行っている性教育の概要

- ・「性的同意」について高校生にどのように伝え教えているか
- ・社会や学校において性教育の輪を広げる上で心がけていること
- ・生徒たちが性の問題を自分事として捉えるための工夫
- ・参加者が意見を率直に共有し、安心して意見交換をできるための工夫
- ・性教育の推進やビルコンで行っている性教育に対して理解のない人々に対するアプローチ
- ・ビルコンの活動の原動力となっているものや課題意識について

■授業実践：

「英語で学ぶ性的同意」

中村 万里菜さん (伊那北高校)

「性的同意」は信頼築く一歩

NPO法人「ビルコン」理事長
染矢 明日香さんに聞く

「性的同意」の主なポイント

非強制性	いつでも嫌だと意思表示できる
対等性	地位や力関係に左右されない
非暗黙性	行為の一つ一つをその程度確認する
明確性	沈黙や曖昧な返事は同意と見えない

※ビルコン理事長明日香さんの講演内容より

心身の健康を守るために大切な性教育。学ぶ機会が不十分な一方、社会は幼い年代の性被害があふれている。性暴力への被害の高まりを踏まえ、「性的同意」という考え方が広がっている。正しい知識の発信が求められるNPO法人「ビルコン」理事長明日香さんに水戸市を聞いた。

同意なければ「被害者」生む恐れ



性教育をテーマに講演をするNPO法人「ビルコン」理事長の染矢明日香さん

そめや・あすか 1985年金沢市出身。大学在学中に性に関する啓発活動を始め、2013年にNPO法人ビルコン設立。中学校や高校、大学での講演、ウェブサイトでの情報発信、メール相談、政策提言などに取り組む。著書に「マンガでわかるオトコの子の性」(合同出版)。

正しい知識発信で性暴力許さない社会へ

性的同意とは、全体的な性的行為について互いが積極的に関わり、同意する手合いです。性行為は「同意」がなければ「被害者」を生む恐れがあります。同意とは「同意」がなければ「被害者」を生む恐れがあります。同意とは「同意」がなければ「被害者」を生む恐れがあります。

同意とは四つのポイントがあります。一つ目は非強制性。いつでも「いいえ」と意思表示できる環境が大切です。二つ目は対等性。地位や力関係に左右されない関係が大切です。三つ目は非暗黙性。キスへの同意は性的行為の同意を意味せず、以同意した行為をその程度で止めます。四つ目は明確性。沈黙や曖昧な返事は同意ではありません。